

## 桑名宗社奉賛会 会則

### (名称)

第1条 本会の名称は、桑名宗社奉賛会(以下「本会」という。)と称する。  
桑名宗社とは『宗教法人 桑名神社』『宗教法人 中臣神社』の両神社を合わせた総称をいう。

### (事務所)

第2条 本会の事務所は、三重県桑名市本町46番地 桑名宗社社務所内に置く。

### (目的)

第3条 本会は、桑名宗社の祭神への神徳高揚に努め、崇敬者を増やし、神社の維持発展のため積極的に支援・寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員を募り、本会の充実発展を図ること。
- (2) 会費および浄財を集め、桑名宗社の財政基盤の確立に奉賛協力し、これを充実させること。
- (3) 桑名宗社責任役員会・総代会と協力して、桑名宗社の諸施設の修繕、及び維持管理に努めること。
- (4) 桑名宗社が行う各種行事に参加をすること。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な諸活動を行うこと。

### (組織と会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げる個人会員(家族会員)及び法人会員によって組織する。

- (1) 本会の目的に賛同し、その事業に協力する個人又は法人(各種団体を含む)とする。
- (2) 会員は全て平等の権利と義務を有し、自由な意思により退会することができる。
- (3) 会員は、第12条に定める年会費を納入しなければならない。

### (役員構成)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 2名

2. 会長は、役員の中から桑名宗社責任役員1名及び総代3名を選出し、桑名宗社代表責任役員(官司)が委嘱する。

### (役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務の全てを統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の目的を達成するために必要な事項を立案審議し、運営に当たる。
- (4) 会計は、本会の出納一切の会計事務を処理する。

### (役員選任)

第8条 本会役員は推薦により選出し、本会役員総会において承認を得る。

### (役員任期)

第9条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は三年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 交代又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- (3) 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでその職務を行う。

(名誉会長、名誉会員、顧問、相談役)

第10条 本会に、名誉会長、名誉会員、顧問、相談役を置くことができる。

2. 名誉会長は、桑名宗社代表責任役員(宮司)とする。
3. 名誉会員、顧問、相談役は、役員総会の承認を得て会長が委嘱する。
4. 名誉会長、名誉会員、顧問、相談役は、役員総会に出席し意見を述べることができる。

(評議員、評議員会)

第11条 本会に、評議員を置き、評議員会を構成する。

2. 評議員は、会員の中から推薦により選出し、会長が委嘱する。
3. 評議員は、若干名とする。
4. 評議員会は、本会に関する必要な事項を審議し、理事会に意見を述べるすることができる。

(会費)

第12条 会費等は次に定めるところによる。

- (1) 年会費 個人会員 一口 3,000円 (家族会員 一口 1,000円)  
法人会員 一口 10,000円
- (2) 納付 毎年3月31日までに翌年度の会費を一括納入する。  
年度途中での入会の場合も同額にて、入会時に一括納入とする。
- (3) 返金 年度途中での退会の場合の返金は認めない。
- (4) 寄付金 随時受けることができる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計は、年度ごとに会計監査を受け、その結果を本会役員総会に報告し承認を受けなければならない。

2. 会計監査人は、会員の中から2名選出し会長が委嘱する。

(収入金の奉賛)

第15条 本会の会員が拠出する会費、及びその他収入金は、役員総会の審議を経て奉賛金として桑名宗社へ奉獻するものとする。

(会議)

第16条 会議は役員総会、理事会、評議員会とする。

2. 役員総会は、本会の唯一の議決機関であり、役員及び名誉会長、名誉会員、顧問、相談役にて構成し、会長が議長となる。
3. 役員総会は、役員の過半数の出席により成立し、議決は出席する役員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の採決によって決定する。
4. 理事会は、会長、副会長、理事、会計にて構成し、役員総会に先立ち、重要な事項の協議を行う。
5. 理事会は、会長が招集し開催する。
6. 評議員会は、評議員で構成し、都度開催することができる。

(委任)

第17条 本会会則に定めるもののほか、重要事項で必要な事項は役員総会の決議をもってこれを定めることができる。

(会則の改廃)

第18条 本会会則の改廃は、役員総会の審議を経て、桑名宗社総代会の承認を得るものとする。

(附則)

1. 本会会則は、平成29年4月1日からこれを施行する。